

## 第 157 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 3 月 26 日( 月 ) 午前 9時～午前11時

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 ( 42 名 )

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 庸 造	3 番 石 原 啓 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男
25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修
29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司
34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 千原明浩

5. 欠席委員( 1名 )

30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地の所有権移転等許可申請について(3条)

議案第3号 農地の転用許可申請について(4条)

議案第4号 転用目的農地の所有権移転等許可申請について(5条)

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>157回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日は全員出席です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 高橋 委員、5番 勝田 委員をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。</p> <p>第1号議案から第5号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する平成30年3月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△▲▲他3筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積1388㎡他で計5018㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△市△△▲▲番地▲▲、賃借人氏名 ○○○○、住所 △△▲▲番地、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成30年2月28日、解約の理由、賃借人の都合のため。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、議案第1号 非農地証明交付金申請の承認についてを上程いたします。</p> <p>事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年3月26日提出 奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△▲▲番▲、地目は登記簿 畑 現況 原野、面積81㎡です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△▲▲番地。非農地の事由 平成21年より農地として使用しておらず、現在、原野化している。</p> <p>申請地は△△地内の△△集会所向かい、車庫を建設した残地の法面部分のみの農地で、耕作面のない原野です。現地調査につきましては、3月8日に○○地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため原野化しております。</p> <p>番号2、農地の所在 △△▲▲番 外4筆、地目は登記簿 田 現況 山林、面積1687㎡外で合計5267㎡です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△▲▲番地。非農地の事由 平成のはじめ頃から農地として利用しておらず現在山林化している。</p> <p>申請地は○○内の山林内に位置する5筆の農地です。現地調査につきましては、3月8日に△△地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため山林化しております。</p> <p>番号3、農地の所在 △△▲▲番 外1筆、地目は登記簿 田 現況 山林、面積780㎡外で合計1332㎡です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△▲▲番地。非農地の事由 昭和40年代後半から農地として利用しておらず現在山林化している。</p> <p>申請地は○○地内の山林内に位置する5筆の農地です。現地調査につきましては、3月8日に△△地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされて</p>

	<p>いないため山林化しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>24番 ○○委員</p>
24番	<p>24番○○です。当該地は先ほどご説明がありました通り場所は△△地内の△△集会所近くの国道と町道が交差する交差点付近の畑であります。平成20年に前所有者○○○○さんから○○○○さんのほうへ分筆をしておられます。その後分筆分を道路よりたぶん3, 4メートル道路平まで整地されましてそのあとに車庫がたっております。その時に、底地部分だけを車庫用地として分筆をして登記されたという事でいわゆる法面が残っているという事でございます。今回出されたのはその法面でございます。当然農地としては利用できるという事はありませんので、宜しくお願いいいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。</p> <p>議案第1号番号1について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第1号番号1について承認することに決しました。</p>
	<p>次、議案第1号番号2、3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>10番 ○○委員</p>
10番	<p>2番と3番について10番○○が説明いたします。</p> <p>先ほど局長さんが説明されましたように3月8日確認させていただいております。</p> <p>場所は国道▲▲号線と△△農道の交差点を△方面に行きまして○○○○の木材が積んであるところがございます。前の□□の横の谷を300メートルは軽自動車が入りますが、△△へ抜けることはできない状態でございます。手前のほうに○○○○さんの田がございます。その奥が○○○○さんの田となっております。山に囲まれた田でございます。すでに笹、カヤ、雑木が生えており農地として利用することはできないような状態でございます。以上現地確認した報告でございます。ご審議のほうよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。</p> <p>議案第1号番号2について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。</p>
	<p>つぎ、議案第1号番号3について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

<p>25番</p>	<p>挙手全員 よって議案第1号番号3について可とすることに決しました。</p> <p>〇〇委員、入ってもらってください</p> <p>〇〇委員、議案第1号 番号3について承認されましたのでおしらせします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>次、議案第2号 農地の所有権移転等許可申請についてを上程いたします。 事務局説明してください</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年3月26日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△▲▲番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1742 m<sup>2</sup>。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 △▲▲番地、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 〇〇〇〇、住所 △△▲▲番地、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 300,000 円です。</p> <p>以上の案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 26番 〇〇委員</p>
<p>26番</p>	<p>26番〇〇が説明させていただきます。 まず所在地ですが、国道▲▲▲号線△△駅より△△方面へ約100メートル進んだところに橋がありましてそちらが県道▲▲▲号線△△線になりまして、そちらを△△方面に800メートル進んだ先に今回の譲受人〇〇〇〇さん宅がございます。〇〇〇〇さん宅の前にある川を挟んで〇〇さん宅がございます。圃場は〇〇〇〇さん宅より手前右側に入り300メートルくらい入るとその田んぼがあります。今回の経緯としまして。〇〇〇〇さんはまだ59才ですが元々体が弱く前から耕作を負担に感じておられました。〇〇〇〇さんには3人のご子息が自宅や町内におられますが、ご子息も体が弱いという事でこの先農業を続けることができなくなるのではないかと不安に思い、同じ〇〇自治会の〇〇〇〇さんにご相談されて今回1筆のみお譲りするというお話になりました。 〇〇さんは今回申請のありました圃場と隣接した圃場を耕作されておりますので、水の関係等も問題ないと思われまますので宜しくお願いたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p>

次、議案第3号 農地の転用許可変更申請についてを上程します  
事務局説明してください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求め  
る。平成30年3月26日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1、農地の所在、△△▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに、畑、面積 10 m<sup>2</sup>。申請人氏  
名 ○○○○、住所 △△▲▲番地、転用目的 墓地、施設等 墓地、転用理由は、現在の墓  
地は山林の中にあり、管理が困難なので申請地に移設したい。除地については平成 29 年 12  
月 22 日に許可となっています。

番号1につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で  
あることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定す  
る「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的  
を達することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。  
議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。  
28番 ○○委員

28番

番号1について○○が説明させていただきます。○○○○さんは○○自治会の方です。  
家は公会堂の近くでございます。現在の墓というのが裏山を中腹まで上がったところにありま  
して、大変険しい道を行くところでございます。○○○○さんもだいぶ高齢となりまして後継者  
の方も少し目が不自由という事で、そこまで行くのが困難であるという事です。今回の申請地は家  
から50メートルくらい川上のほうへ行った町道沿いの土地でございまして、平坦なところを歩いて  
行けるという事でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第3号番号1について質疑に入ります。  
質疑ございませんか  
(はいの声)  
承認することに異議ございませんか  
(はいの声)  
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
挙手全員  
よって議案第3号番号1について承認することに決しました。

次、議案第4号 転用目的農地の権利設定許可申請についてを上程いたします。5条申請で  
す。事務局説明してください。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求め  
る。」平成30年3月26日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

第157回総会の開催通知の第5条転用墓地の、譲渡人(○○○○)、譲受人(○○○○)、こ  
の案件につきましては、町民課の墓地経営許可がおりていないため、今月の案件から取り下げ  
ました。

番号1、農地の所在、△△▲▲番▲、地目は登記簿 畑、現況 宅地、面積 278 m<sup>2</sup>。権利種別  
は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△県△△市△△▲丁目▲▲番▲号、譲受人  
○○○○、住所 △△▲▲番地▲、転用目的 一般個人住宅、施設等 宅地、転用の理由は、  
居宅が狭いため納屋を建築した。無償移転です。除地は平成 29 年 12 月 22 日に許可となって

	<p>います。顛末書も出ております。</p> <p>以上の案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員</p>
39 番	<p>番号1について39番○○が説明させていただきます。場所は△△、△△でございます。□□がでございますそのちょっと手前を右に入れる道があります。軽車両がやっと通れるよう路地がございます。それを300メートル行ったところに、○○○○さんのお宅がございます。10年前におばあさんが、一人で住んでおられましたが無くなられて空き家になっております。その畑を挟んで、○○○○さん宅がございます。親戚関係でございます。この土地を管理しておられます。この土地は少しは畑として作っておられますが、ほとんど作っていないような状態です。</p> <p>三方を建物に囲まれて、南側には元□□□□の建物があつてほとんど影という状況でございます。一部○○○○さんが作っておられるということでございます。顛末書も出ておりますが、わからずにそこにプレハブを建てられております。物置としてです。それも朽ち果てて今は土台がついたものがあり、それを使っているという事でございます。息子さんも高齢という事で、あとがどうなるかわからないという事で、しっかりとしておきたいという事から今回の申請となりました。どうかご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。</p>
事務局	<p>次、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年3月26日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1 農地の所在 △△▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに田 面積2842㎡に内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです</p> <p>番号2 農地の所在 △△▲▲番▲外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2352㎡他合計4294㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ○△△市△△町△△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ ○○ △△▲▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。</p>

番号3 農地の所在 △△△▲▲▲番▲外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2827㎡他  
合計7692㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△▲▲▲番▲ 経営面  
積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△▲▲▲番 経営面積はご覧  
の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号4 農地の所在 ○○▲▲番▲ 外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1508㎡他  
合計7561㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○  
△△市△△▲-▲-▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○△  
△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年10か月 10a 当たりの  
賃借料は8000円です。

番号5 農地の所在 △▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに田 面積2788㎡ 内容は再設定  
です。利用権を設定する者 ○○○○ △▲▲番地▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権  
の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田  
期間は5年1か月 10a 当たりの賃借料は玄米60キロです。

番号6 農地の所在 △△▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに田 内容は新規です。利用  
権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受  
ける者○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10  
a 当たりの賃借料は10,000円です。

番号7 農地の所在 △△▲▲番▲外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1721㎡他  
合計3510㎡内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△町△△▲▲番▲  
経営面積はご覧の通りです。○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。  
利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米50kgです。

番号8 農地の所在 △△▲▲番▲外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1890㎡他  
合計3944㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△県△△市△△▲  
▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番▲  
経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は総額  
35,700円です。

番号9 農地の所在 △△▲▲番▲外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積503㎡他合計2  
656㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧  
の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番1 経営面積はご覧の通りで  
す。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は10000円です。

番号10 農地の所在 △△▲▲番▲ 外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2655㎡他  
合計9331㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番地 経営面  
積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧  
の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。

番号11 農地の所在 △△▲▲番▲ 外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1493㎡  
他合計5010㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面  
積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧  
の通りです。利用目的は田 期間は2年10か月 10a 当たりの賃借料は玄米60キロです。

番号12 農地の所在 △△▲▲番 地目 登記簿現況ともに田 面積1951㎡ 内容は新規  
です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。  
利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は  
田 期間は5年5か月 10a 当たりの賃借料は15000円です。

番号13 農地の所在 △△▲▲番 地目 登記簿現況ともに田 面積1951㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年5か月 10a当たりの賃借料は15000円です。

番号14 農地の所在 △△▲▲ 地目 登記簿現況ともに畑 面積は1169㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年1か月 10a 当たりの賃借料は5000円です。

番号15 農地の所在 △△▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに田 面積1827㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は10000円です。

番号16 農地の所在 △△▲▲番▲外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1441㎡他合計 2781㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年1か月 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。

番号17 農地の所在 △△▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに田 面積3636㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年1か月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号18 農地の所在 △△▲▲番▲ 地目 登記簿現況ともに畑 面積1272㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△▲▲番▲ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 賃借料は無償です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。  
議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。  
19番○○委員

19番

19番○○が説明いたします。  
まず場所でございますが△△自治会でございます。□□のほうから前を2.5キロくらい入ったところにあります。○○さんは○○さんの田と隣接しておられまして、○○さんは96才という高齢で施設に入っておられます。再設定でございますし問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第5号番号1について質疑に入ります。  
質疑ございませんか  
(はいの声)  
承認することに異議ございませんか。  
(はいの声)  
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

	<p>挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号2、番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員</p> <p>21番 ○○です。よろしくお願いいたします。まず2番ですが場所は○○○○自治会でございまして作業場の下の道路の2、30メートル行ったところの道路沿いです。○○さんの実家が○○さんですけれども、○○さんが亡くなられてまして空き家になってまして娘さんの○○さんと○○○○さんとの契約でございます。再設定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>3番でございますが、○○○○さんですけども○○○○自治会です。□□のちょうど向かい側のほうにお宮がありまして、隣接した下の田んぼと上の田んぼでございます。○○○○さんのご主人○○○○さんが作っておられましたけど、お亡くなりになられてまして隣の○○○○さんが作られることになりました。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号2について質疑に入ります。</p>
13番	はい。ちょっといいですか
議長	はい。
13番	○○○○さんの農機具の所有状況ですが、トラクター2台コンバイン3台はないじゃないですか。これは共同作業所の分じゃないですか
35番	申し遅れました、○○○○さん、並びに○○さんは営農組合の役員でございます。宜しくをお願いいたします。
13番	あれは書かれんでしょう、個人の所有じゃないだけん。
議長	事務局、どうでしょうか
事務局	先ほどの質問ですけれども、○○○○に営農組合所有の農機具が書いてありますことをご理解ください。この機械を借りて農作業をされるということでございます。
13番	書いてもいいかね。本人所有じゃなくても。
議長	借りてするということでいいじゃないですか ゼロじゃ問題だけん、貸してもらってするということでいいじゃないですか
13番	こういうことはたくさんありますけど
議長	いいじゃないですか 事務局さんまたその時にはいい具合にしてあげてください。
事務局	今後、本人所有じゃない農機具の記載がある場合は補足説明が必要かなと思っております。宜しくをお願いいたします。
議長	それでよろしいですか。
13番	はい。

議長	<p>他に質疑ございませんか (はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 24番 ○○委員</p>
24番	<p>24番○○です。本案件は△△自治会というところにある田んぼでございます。 △△農道を△△から△△に向かう中の田んぼの案件でございます。 先月管理状況の報告をさせてもらった田んぼと隣接しております。ちなみに管理状況は良好でございます。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員 よって議案第5号4番について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番 ○○委員</p>
25番	<p>25番○○が補足説明いたします。まず場所からでございますけれども、JRの○○駅から国道▲▲号線を△△方面へ200メートル下っていただきますと町道だと思いますが、△△から△△に抜ける道がございます。800メートルくらい△△方面に入ってくださいと貸し人であります○○さんのお宅があります。ご自宅のすぐ横に田んぼがありましてそこが今回の申請地でございます。借り人の○○さんですが、認定農業者として活動されており○○さんの近くの田んぼも数か所耕作されており、△△地内あちらこちら多く耕作されております。今回は再設定ですし何も問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか</p>

29番	<p>(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 29番 ○○委員</p> <p>はい。○○です。この案件は○○さんの管轄ですが、○○○○の関係でございますので代わって説明をいたします。場所につきましては□□がございますして△△川が流れておりますが、それを挟んだ向かい側でございます。△△集落内でございます。隣には□□が去年までございましたが、その前にあります田んぼです。今までは近所の方にお世話になって・・作っておられましたが今回○○○○のほうにお願いするという事でございます。まずは1年間やってみようという事で1年の契約となっております。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号6について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号6について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号7、番号8について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 16番 ○○委員</p>
16番	<p>16番○○が説明いたします。番号7ですが申請地は△△地内の農地でございます。△から来て□□のある交差点を右に曲がりまして△△の方へ至る△△自治会内でございます。○○さんと○○さんは△△自治会の方です。自宅は両家が500メートルくらい離れており、その間のほうにある農地でございます。この農地の前に去年の11月ごろ○○○○さんのお父さんと○○○○さんとの申請があって許可となっております。半分くらいは残してあとは若いもとと手伝って一緒にやるという事でしたが、許可があつてから1か月あとぐらいにお父さんが急死されてまして最初は○○さんが残したところを作るといっておられました。それがちょっと難しくなってきたという事でその当時は○○さんが手伝ってあげるからという事でしたが、亡くなられたことに伴いまして○○さんに作っていただいで場合によっては○○さんは自分の土地なので手伝いはするかもしれませんが○○さんに全面的にお願いをするという事でまとまった申請でございます。期間は3年となっておりますが、去年の11月に許可になったのも3年となっておりますので、同様の3年にするという事です。賃借料につきましては玄米が50kgというのが番号7でございます。受け手は推進委員の○○さんですが何ら問題はないと思います。</p> <p>番号8の申請地は△△自治会内にある農地でございます。○○さんは学校卒業後△△県でお住まいでございます。お母さんが一人残っておられました。20数年前の亡くなられて以来、○○さんの農地は○○さんに耕作していただいているという事です。両家は隣合わせです。田んぼも土地が地続きという事です。再設定であり何ら問題はないと思います。賃借料につきましては総額35700円となっております。約4反ですので、9000円くらいになると思います。双方問題はないという事です。ですのでよろしくお願いいたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。  議案第5号番号7について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号7について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号8について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号8について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。  32番 ○○委員</p>
32番	<p>宜しく申し上げます。9番についてですが新規となっておりますが、今まで10年間○○○○さんのお父さんが耕作しておられまして最近では○○さんが耕作しておられます。新規というよりは再契約のようなことでございます。管理状況は問題ありません。現地ですけれども△△線の△△三叉路から△△に向かって150メートルのところ△△線を挟んで両方にあります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。  議案第5号番号9について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号9について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。  34番 ○○委員</p>
34番	<p>34番○○でございます。再設定でございますが、棚田で最近有名になった集落でございますが、この○○○○さんの田んぼは、ちょうど△△線、△△川の近くでございまして条件のいいところでございます。ただ、○○さんが84才で一人で暮らしておられます。○○さんがちょっと離れておりますけれども隣でずっと作っておられますのでどうかよろしく申し上げます。この中に水の当たらない田んぼもありますけど、今回一括でという事でございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。  議案第5号番号10について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか</p>

	<p>(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号10について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号11番号、12、番号13まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。36番 ○○委員</p> <p>36番 ○○です。まず11番ですけれども△△から△△に抜ける△△農道のところの右側の谷にある農地になります。○○さんのほうで再設定という事です。管理の方もしっかりされると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>12、13についてですがここは、△△の町から△△方面に向かいまして2キロのところにある圃場になります。個々の圃場を△△の組合員さんのほうで耕作しておられましたけれども今回△△のほうで引き受けるという事で今回こういう内容の設定になっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号11について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号12、13について一括質疑に入ります。 この案件は12で、△△へ集積して、△△で受けていただく案件でございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号12番号13について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号14について担当委員の補足説明をおねがいたします。 14番○○委員</p>
<p>14番</p>	<p>14番○○でございます。 内容は再設定という事でございます。所在地は△△地内の開発地でございます。 ○○さんというのは皆さんご存知かもしれませんが、□□に勤めておられました。 他にも畑をたくさんもっておられまして、たまたま近いところに○○さんの開発地があります。ついでじゃないけど作ってあげるわという事でございます。作物についてですが、えごまを作っておられまして、ずっと再設定ですし何ら問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

	<p>挙手全員 よって議案第5号番号14について承認することに決しました。</p> <p>次議案第5号番号15について担当委員の補足説明をお願いいたします。 35番 ○○委員</p>
35番	<p>15番について35番○○が説明いたします。農地の所在でございますが、□□と□□の間の町道を30メートルくらい行ったところに□□の後ろの田んぼです。○○さんはこれまで再設定という事で5年間の設定で作っておられました、今回10年という事で設定をされております。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号15について承認することに決しました。</p> <p>次 議案第5号番号16、番号17について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員</p>
39番	<p>はい。39番○○が説明させていただきます。 国道を△△からあがりまして以前に□□があったところ、といってもわかりにくいかもしれませんが。今建設機械の基地があります。そこより一つ△△寄りにある国道を挟んだ両側にある田んぼこの田んぼでございます。新規になっておりますが、以前は○○○○さんが作っておられましたが、もう年でもう作らないという事で○○さんに渡されるものでございます。○○さんはたくさん耕作されておりますので問題ないと思います。 17番ですが、その場所から100メートル△△寄りへ行きますと△△線、大型林道がございます。それを50メートル更に右に30メートル行ったところにある田んぼでございます。向うの方は旧道△△線に面している田んぼでございます。○○さんは△△のほうの建設会社にお勤めでございます△△のほうでお住まいで、住宅に入っておられるという事です。 住宅のほうにはおばあさんが一人でお住まいでして百姓はできないという事です。今までは○○さんとおっしゃる方が作っておられましたが、昨年までは△△の○○さんという方が作っておられましたが、ちょっと遠くて機械を待っていけないという事で○○さんをお願いされるものです。先ほども申し上げましたが、たくさん田んぼを耕作されておりますので問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号16について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)</p>

	<p>承認することに異議ございませんか  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号17について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号18について担当委員の補足説明をお願いいたします。  35番 ○○委員</p>
35番	<p>はい18番につきまして35番○○が補足説明させていただきます。  農地の所在ですが、先ほどの□□がございますが、そこから開発地が上でございます。その開発地に向けて約300メートルくらい上がりまして右側の初めての開発地という事でございます。これまでも契約をしておられまして再設定という事でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。  議案第5号番号18について質疑に入ります。  質疑ございませんか  (はいの声)  承認することに異議ございませんか  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号18について承認することに決しました。</p>
	<p>ありがとうございました。上程いたしました議題は終了しました。  次に事務局、その他についてお願いします。</p>
事務局	<p>その他  ○平成30年度農作業労務賃金等の標準額について</p>
議長	<p>以上で総会のほうを終わりたいと思います。  次回の農業委員会は4月25日の予定です。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 18番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 5番 \_\_\_\_\_ (印)